

スクールガイド

令和5年度版

(2023年度)



吹田市立吹田東小学校

❖ 学校の概要

所在地 〒564-0015 大阪府吹田市幸町20番1号

電話 06-6381-5458 FAX 06-6381-5474

児童数 297名 (R5.5.1 現在)

1学年 48名 (2学級) 2学年 59名 (2学級) 3学年 39名 (2学級)

4学年 45名 (2学級) 5学年 52名 (2学級) 6学年 54名 (2学級)

❖ 校章・校歌



校 歌

作詞 河尻敏子

作曲 伴 芳樹

ひかりかがやく ひがしのにわがまなびやのた
 りしより あかるくはやくとしとゆくあ
 さなあさなのたのしさを

吹田東小学校々歌

- 一、ひかり輝く 東野に
 わがまなびやの建ちしより
 明るく直く 友といく
 あさなあさなのたのしさを
- 二、陽はうらかに 校園の
 緑にはえて伸びる芽よ
 まなざし清くすこやかに
 ひろきところをつちかわむ
- 三、風かおる窓 顔あげて
 誠をときし 師とともに
 希望の丘ははるけくも
 正しき道を我らいく

入学にあたって	2
入学するとき	3
入学式	(3)
入学式当日の流れ	(3)
入学式当日の持ち物	(3)
学用品などの準備	(4)
物品の購入	(4)
生活態度・生活習慣	(5)
学習への準備	(5)
どんなことでも まず担任に相談を	6
学校全体で支援しています	(6)
学校以外に様々な支援組織もあります	(6)
教育のこと	7
吹田市の教育	(7)
吹田東小学校の教育	(8)
あゆみ（評価）の見方について	(14)
子どもたちの健康のために	15
保健室から	
健康診断	(15)
検診のお知らせ	(16)
わたしのけんこう	(16)
けがや病気のときは？	(17)
欠席と連絡方法	(17)
安全カード	(18)
給食室から	(19)
事務的なこと	21
学校納入金について	(21)
教科書・副読本	(23)
転校手続き	(23)
区域外就学	(23)
提出書類の書き方～ 安全カード・児童調査票・預金口座振替依頼書 ～	(24)
災害時の対応	25
台風の時	(25)
地震の時	(25)
就学援助費制度について	26
就学援助費制度について	(26)
就学援助費認定者への医療券（医療費援助）について	(26)
その他	27
課外クラブ	(27)
留守家庭児童育成室	(27)
ボランティア	(27)
学校開放	(27)
学校以外の教育相談窓口	(28)
竹の子ネット（五中校区地域教育協議会）	(28)
PTA活動	(29)
校舎・校区のこと	30
施設・教室配置図	(30)
校区の概要と通学路	(31)
吹田東小学校の1年生	32

入学にあたって

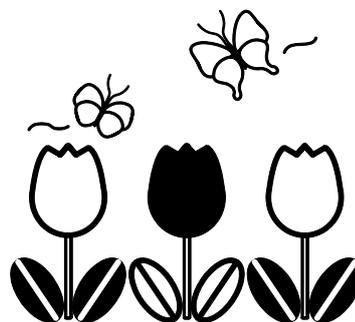
校長 三宅 友子

保護者の皆さま、お子様のご入学おめでとうございます。

小学校と保育園や幼稚園が一番違うところは、教科の学習が始まることですが、子ども達が入学してまず感じる違うところってなんでしょう？

大きい、広い、人が多い（クラス・学年・全校児童・先生）、たくさんの物がある、自分と違う園から来ている知らない子がいる、時間が決められている（チャイム、一日のうちにいろんな課題）、自分の持ち物がたくさんある等、学習を始める前に保育園や幼稚園と小学校はこんなにも違うところがたくさんあります。違う世界にやってきた子ども達に、いきなり小学生になったからといって勉強を頑張りなさいと言っても、それは大変です。自分の生活を確立しなければ、落ち着いていろんなことに取り組めないでしょうし、大げさに言えば、私たちが外国へ行ったのと同じです。逆の言い方をすれば、しっかりじっくり学校生活に慣れていくと、学習面はその時から着実に身につけていきます。

まずは、お子様がうれしい気持ちで入学式を迎えるために「学校は楽しいよ」という期待を膨らませてあげてほしいと思います。また、子どもたちは、まだまだスキンシップが必要な時期で、自分のことを見てもらいたい！ほめてもらいたい！認めてもらいたい！と思っています。自分の思いを受け止めてもらえるとすると、自分の気持ちを素直に出せることもあります。もし、お家の方を信頼して、子どもたちが自分の思いを素直に出せたなら、その信頼にこたえて、その思いをしっかり受け止めてあげてください。もし、学校や勉強、お友だちのことで、一緒に悩んだり困ったりしたことがあったら、遠慮なく学校にご相談ください。一緒に解決に向けて話をしていきます。お子様のために、学校とお家が同じ思いで協力して進んでいきたいと思っています。小学校は、新しい1年生が入学してくるのを、在校生も職員もみんなとても楽しみに待っています。



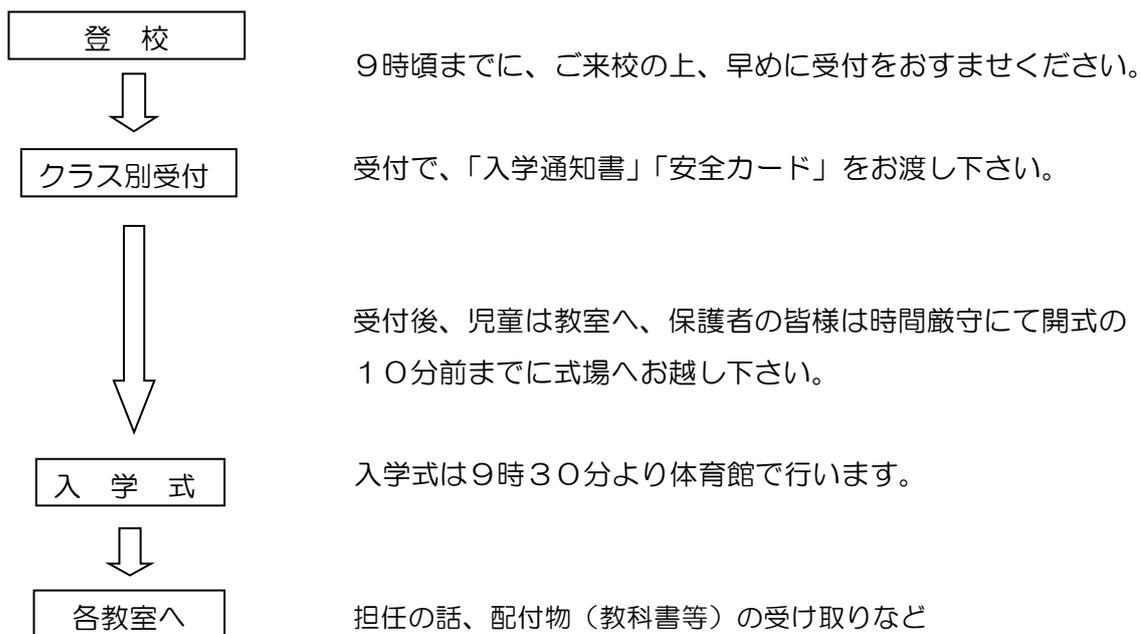
入学するとき



❖ 入学式ご案内

日時 令和5年（2023年）4月7日（金）
受付 午前8時50分より 保護者同伴
開式 午前9時30分
式場 吹田市立吹田東小学校 体育館

❖ 入学式当日の流れ



❖ 入学式当日の持ち物

安全カード
教科書・副読本を持ち帰る袋
入学通知書（吹田市教育委員会から郵送）
児童は上履き、保護者の方はスリッパなどの上履き

※ お願い

- ◇ 入学式当日欠席の場合は、必ず当日8時30分までに学校へご連絡をお願いします。
吹田東小学校 Tel 06-6381-5458
- ◇ 当日、お子様が欠席の場合でも保護者の方はご出席ください。
- ◇ 急な転居等のご事情で本校に入学されない場合は、早急に学校までご連絡ください。
- ◇ 式場にての写真・ビデオ撮影は、他の保護者の方のご迷惑にならないようお気をつけ下さい。また、式の雰囲気にもご配慮をお願いします。
- ◇ 携帯電話の電源は、お切りになるか、マナーモードをお願いします。

❖ 学用品などの準備

・学校で配布する物品

- (1) 教科書、副読本（いずれも無償配布）
- (2) 一括購入品

入学式当日お渡し……………

- | | | |
|---------|-----------|----------|
| ①粘土 | ②ノート（3冊） | ③ソフト色鉛筆 |
| ④お道具箱 | ⑤のり | ⑥連絡帳・連絡袋 |
| ⑦算数学習用品 | ⑧かきかたえんぴつ | |
| ⑨サインペン | ⑩クレパス | |

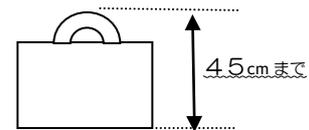
後日お渡し……………

- | |
|------------------|
| ① 入学記念写真 |
| ② 給食のお盆→6年間使用します |

※ 上記用品等の購入のため、5月より学校徴収金を口座振替で集金しますので、よろしく
お願い致します。なお、詳細（会計報告）については、後日報告させていただきます。

・家庭で用意していただく物品

- (1) ランドセル
- (2) 通学帽（黄色、校章入り）
◇本校校区は、自動車の往来も激しいので、通学帽を使用し、登下校の安全をはかっています。
- (3) 体操服上下、赤白帽、体操服袋
（体操シャツについては、校章入り体操服か、ご家庭で準備された白色体操服に校章を
アイロンプリントしたもの、のいずれかをご準備ください。）
- (4) 体育館シューズ、体育館シューズ袋
- (5) 上履き、上履き袋
- (6) 給食エプロン、帽子、マスク、給食袋
- (7) 手さげ袋（教室の横のフックにかけます）
- (8) ふでばこ、鉛筆（2Bを4～5本）、赤鉛筆1本、消しゴム、したじき
- (9) はさみ、セロテープ、クレパス用ガーゼハンカチ
- (10) 粘土板（幼稚園、保育園で使用していたもので結構です）
- (11) 運動靴（はきやすく、活動しやすいもの）



※制服はきめていません。活動しやすく、脱ぎ着しやすい服を着用させてください。

❖ 物品の購入

※校章入り体操服・体操シャツ用校章（アイロンプリント）・黄帽の物品は、
下記店舗で購入することができます。

* 学生服専門店 鈴ヤ（朝日町 18-3） Tel 6381-7092

❖ 生活態度・生活習慣

生活態度のしつけについて

幼児期から学童期にかけては、徐々に自立心を育てることが重要です。自分で自分のことができる子どもにしつけていくことが大切です。

次の点に特に留意して、徐々に習慣づけておいてください。

- (1) 生活習慣を規則正しく（自分のことは自分でできるように）
 - ① 食事は時間を一定にし、好き嫌いをなくす。（給食を食べる時間は 20～30 分位です）
 - ② 朝ごはんをしっかり食べる。
 - ③ 登校前になるべく大便をすませるようにする。
 - ④ 早寝早起きの励行。
 - ⑤ 服の脱ぎ着、洗顔、歯みがき、トイレの使い方（和式のトイレも使えるように）、つめの点検、ランドセルのかけおろし、ティッシュペーパー、ハンカチの用意など、平常の習慣が身に付くように。
 - ⑥ 自分の持ち物の整理、整頓ができるように。
- (2) 自分の名前がはっきり言え、名前を呼ばれたら「はい」と返事ができるように。
- (3) 持ち物などに書かれた自分の名前がわかるように。
- (4) 誰とでも仲良く遊べるように。
- (5) 交通ルールを守り、自分の家と学校の間を、ひとりで往復できるように。

入学までにしていただきたいこと

- (1) 体の調子を整え、虫歯などは治療をしておいて下さい。
- (2) 登下校を安全に行うため、通学路や自宅近辺の危険箇所については、ご家庭でもお話をしておいて下さい。

健康面などで、配慮を要するお子さまは、必ず前もって学校にお知らせください。

記 名（持ち物すべてに）

学用品や衣類すべてにひらがなで記名してください。（えんぴつやクレパスなど、1本1本にも記名してください。油性ペンでお願いします。シールはよくはがれます。）



❖ 学習への準備

小学校は、初めての義務教育の場です。入学してくる子どもたちが「ひらがなも数字も読めない」ことを前提に、学習の計画をたてています。幼稚園などによっては、ひらがなや数字にとどまらず英会話なども教えているところがあるようですが、決して焦らないでください。

家庭で教えてほしいことは、**基本的な集団生活のマナー**です。

どんなことでも まず担任に相談を

学校は集団生活の場です。いろいろな個性をもった友だちや先生と過ごす中で、様々なことを学習します。ときには、人間関係がうまくいかなかったり、トラブルにあたりすることもあります。普段からお子さまと学校生活について話し合うことは、とても大切です。お子さまが学校の様子を多く話すことは、とてもよいことですし、保護者の皆様も学校のことがよくわかると思います。そしてもし、何か気になることがあったり、問題が起こったりしたら、遠慮なく担任に連絡してください。手紙、連絡帳などが基本ですが、電話等のような方法でも構いませんので、気軽に相談してください。

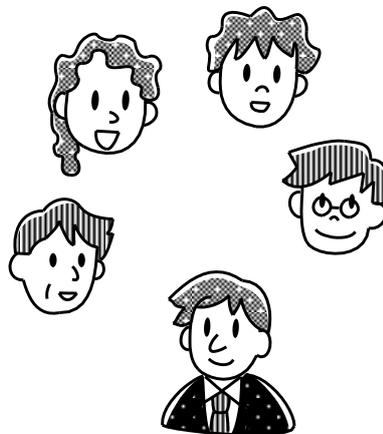
ときには、学校での様子がうまく伝わらなくて、保護者の皆様が担任や学校に対して不安や心配になることがあるかもしれません。そのような時も、まず担任に連絡をとってください。お子さまの気持ちを相互で理解し、話し合うことで問題を解決していくことが大切です。

❖ 学校全体で支援しています

学校では、担任とともに多くの職員でお子さまの成長を見守っています。保護者の皆様の声を大切にし、それぞれの立場から柔軟に対応していく用意があります。担任以外の職員にも気軽に相談してください。

❖ 学校以外に様々な支援組織もあります

子育ての悩みや、家庭内での相談ごとなど、一人で悩まずにいろいろな相談窓口で話してみませんか？良い解決方法が見つかるかもしれません。詳しくは、28ページをご覧ください。



吹田市の教育

本市においては、「吹田市教育ビジョン」を柱に据え、「今 吹田から 未来の力を 生命かがやき ともにつながり 未来を拓く吹田の教育」を教育理念としています。その具現化に向け、小中一貫教育を通して、学習活動や学校・園運営、地域連携等の改革に取り組み、「地域に根ざした質の高い公教育の創造」に努め、次世代を担う子供たちに、困難に打ち克ってくじけない「学びに向かう力、人間性等」「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」の調和の取れた「総合的人間力」をつけることをめざしています。

吹田市教育ビジョン

教育理念

「今 吹田から 未来の力を 生命かがやき ともにつながり 未来を拓く吹田の教育」

基本目標 1

総合的人間力の形成
～夢と志を持ち、
可能性に挑戦する力
を育む教育～

基本目標 2

社会全体の教育力の向上
～地域と協働し
ともに歩む教育～

基本目標 3

豊かな教育環境の創造
～豊かな学びを
支援する教育環境～

人権教育の推進について

教育委員会では、「人権教育を推進するための指針」を定め、その中で一人ひとりの自尊感情を育み、多様な個性・価値観を認め合い、他者を思いやる人権感覚豊かな人間性を培う教育の推進を掲げています。そして、自分や人を大切にする生き方を感覚として身につけていくために、学習によって次のような技能（スキル）を高めていくことを目標にしています。

スキルアップ 誰もが身につけたい人権感覚

こんなことができるようになりたいね！

- ・ まずは、自分を好きになることから
- ・ 相手の立場に立って考えること
- ・ 自分の思いを相手にきちんと伝えること
- ・ 解決するまでねばり強く取り組むこと
- ・ 自分で決断し責任を持つこと
- ・ ものごとを公平にみること
- ・ ちがいを認め合いいい関係をつくること

❖ 吹田東小学校の教育

・教育目標 めざす子ども像

一人ひとりのもちあじを生かし、仲間とのつながりを大切にし、自ら考え行動する児童の育成

- よく考え、すすんで学習する子
- 明るく、思いやりのある子
- 健康でたくましい子
- 人と協力し、よく働く子
- すすんであいさつができる子

・教育方針

- 1 一人ひとりの児童を知り、個性を生かし、個々の児童に適した教育の充実を図る。
- 2 日々の確かな教育活動によって学校の活性化に努める。
- 3 生命の大切さをわからせ、人権尊重の教育をすすめる。
- 4 教育の場にふさわしい環境づくりに努める。
- 5 保護者・地域及び校種間の連携を密にし、理解と協力のもとに信頼にこたえる学校づくりに努める。

・努力目標（令和4年度）

子どもたちが興味をもって、主体的に学ぶ力を育てる
～ できた！わかった！を味わえる子ども目指して～

・人権教育目標

「一人ひとりが安心して過ごせる吹田東小学校」

- ・自分と友だちのもちあじ（いいところ）に気付くことができる。
- ・友だちとのちがいを認めることができる。
- ・自分の気持ちを友だちに正しく伝えることができる。

・学校のきまり

◎ 校内生活

① 登下校について

- ・登下校の時間を守る

登校 **8時から8時 20分まで**

下校 **4時 30分まで**（11・12・1月は4時まで）水曜は2時45分まで

- ・登下校の時刻を守りましょう。
- ・友だちと一緒に登下校しましょう。
- ・決まった通学路を通りましょう。
- ・広がったり遊んだりせず、建物側を歩きましょう
- ・登校したら学校から出てはいけません。
- ・体操服で登下校しないようにしましょう。
- ・黄帽をかぶって登下校しましょう。
- ・一度下校したら、学校に来てはいけません。

② 校舎内での生活

- ・校内では、名札をつけましょう。（遊具を使うときは外しましょう）
- ・校舎内では静かにすごしましょう。
- ・雨の日の休み時間は教室で静かにすごしましょう。
- ・ろうかやベランダで遊ばないようにしましょう。
- ・校舎内やピロティでは、ボール投げたり、ついたりしません。
- ・ベランダや非常階段は、通路ではありません。通らないようにしましょう。
- ・校内の施設や用具は大切に扱い、あとしまつをきちんとしましょう。
- ・北校舎には用事がない限り入らないようにしましょう。
- ・放課後、教室に残るときは先生に知らせましょう

③ 運動場、体育館での生活

- ・体育館へは、各学年の入口から入りましょう。
- ・高学年下足前に赤旗が立っているときは運動場で遊べません。

④ その他

- ・学習に関係のないものは、持ってこないようにしましょう。
（シャープペンシルやアクセサリは持ってこない。つけてこない。）
- ・身だしなみについては、小学生として華美にならないようにしましょう。
- ・冬の防寒具は、室内では脱ぎましょう。
- ・置きがさはしません。
- ・上ぐつ、体育館シューズには大きくはっきり名前を記入しましょう。（前・かかと）
- ・公共の物を大切に使いましょう。
- ・子どもだけで校区外に行きません。
- ・携帯電話・スマートフォンについて、勝手に写真をアップ（掲載）したり、人を傷つけるメールを送ったりしてはいけません。また、動画サイトなどについては、おうちの人と話をし、ルールを決めておきましょう。



◎ 校外生活

- 遊びに行く時は、家の人に「どこへ」「だれと」「いつ帰る」のかを伝えてから出かけましょう。
- 知らない人について行ってはいけません。
- 校区外へ出るときは、家の人からの許しをもらいましょう。
- 子どもだけでは、お金を使うゲーム機で遊ばないようにしましょう。
※パソコン、携帯電話、スマートフォンについては家の方の管理のもとで使用しましょう。
- 友だち同士でお金の貸し借りをしたり、おごったりおごられたりしてはいけません。また、ゲームの貸し借りもしてはいけません。
- 自転車の二人乗りやスピードの出しすぎはしないようにしましょう。
- 危険な場所で遊んではいけません。(川、線路、道路など)
- 危ない遊びをしてはいけません。(エアガン、危険な場所でのJボードなど)
- 公共の物を大切に使いましょう。

一人ひとりがみんな大切にされ、明るく楽しい そして、安全な学校生活をおくれるようにきまりを守って生活しましょう。

また、このようなきまりを守るだけでなく、してよいこととわるいことを自分で考え、判断して行動しましょう。

• 日課表 (令和4年度)

	平 日	
朝の会	8:30~8:35	
モジュール	8:35~8:50	
第1時限	8:50~9:35	
休憩	5分間	
第2時限	9:40~10:25	
休憩	20分間	
第3時限	10:45~11:30	
休憩	5分間	
第4時限	11:35~12:20	
給食	12:20~13:05	
清掃	13:10~13:25	水曜 チャレンジタイム 13:15~13:30
昼休み	13:25~13:45	
第5時限	13:45~14:30	
休憩	5分間	
第6時限	14:35~15:20 (水・クラブ/委員会) 14:40~15:25	
下校	16:30 (水曜日14:45)	

(11月、12月、1月 16:00下校)

・学年別校時表（令和4年度）

	月	火	水	木	金
1	○	○	○	○	○
2	○	○	○	○	○
3	○	○	○	○	○
4	○	○	○	○	○
5	○	○	●	○	○
6					

	月	火	水	木	金
1	○	○	○	○	○
2	○	○	○	○	○
3	○	○	○	○	○
4	○	○	○	○	○
5	○	○	●	○	○
6				○	

	月	火	水	木	金
1	○	○	○	○	○
2	○	○	○	○	○
3	○	○	○	○	○
4	○	○	○	○	○
5	○	○	●	○	○
6		○		○	

	月	火	水	木	金
1	○	○	○	○	○
2	○	○	○	○	○
3	○	○	○	○	○
4	○	○	○	○	○
5	○	○	●	○	○
6	○	○		○	○

	月	火	水	木	金
1	○	○	○	○	○
2	○	○	○	○	○
3	○	○	○	○	○
4	○	○	○	○	○
5	○	○	●	○	○
6	○	○		○	○

	月	火	水	木	金
1	○	○	○	○	○
2	○	○	○	○	○
3	○	○	○	○	○
4	○	○	○	○	○
5	○	○	●	○	○
6	○	○		○	○

↑ クラブ・委員会

↑ クラブ・委員会

↑ クラブ・委員会

●…水曜日は月1回、吹田市小学校教育研究会の日は4限授業になります。

・保護者用ネームプレートの着用について

吹田東小学校では、児童の安全確保の手段として、保護者の皆様に、ネームプレートの着用をお願いしております。ご理解の上、ご協力をお願いいたします。

ネームプレートは入学式の時におわたしします。初回費用は PTA 会費より賄われます。卒業時に回収します。なくさないよう大切に使用してください。

また、ご来校の際には、正門で警備員が来校者名簿にご記名をお願いしておりますので、ご協力ください。



・年間行事計画（令和4年度）

4月	入学式、始業式、身体測定、健康診断
5月	健康診断、土曜参観、鑑賞会
6月	避難訓練、林間学習（5年）、東っ子まつり、地区児童会
7月	参観・懇談会、終業式、夏季休業
8月	夏季休業、始業式、夏休み作品展
9月	避難訓練、地区児童会、身体測定、学校公開
10月	運動会、視力検査
11月	校内音楽会、校外学習、修学旅行（6年）、個人懇談
12月	個人懇談 終業式
1月	始業式、身体測定、避難訓練、給食週間
2月	参観懇談、校内図工展、PTA 総会、地区児童会、 新1年生入学説明会
3月	6年生を送る会、卒業式、修了式

※令和5年度は、体育館の大規模改修により、体育館が使用できなくなるため、運動会や林間学習などの行事を行う月が変更となる予定です。



・クラブ・委員会活動

クラブ（4年生以上）

- ・スポーツ ・卓球 ・マンガ・イラスト ・映画
- ・百人一首 ・手作り ・バドミントン ・将棋・オセロ

児童会・委員会活動（4年生以上）

- ・児童会 ・図書 ・掲示 ・給食 ・体育 ・栽培、美化 ・保健
- ・放送 ・生活

• 地区児童会班編成（令和4年度）

班	地区	
1班	幸町	
2班	川園町	川園53~56 5棟~12棟
3班	川園町	1棟~4棟、13棟、14棟
4班	南正雀4丁目川園寄り	南正雀4、川園65
5班	吹東町	吹東1~20
6班	吹東町	吹東36~47、56~63
7班	吹東町	吹東30~35
8班	吹東町	吹東21~29、48~52
9班	南正雀	南正雀1
10班	南正雀	南正雀2、5



❖「あゆみ」(評価)の見方について

「あゆみ」は、お子さんの学校における成長の様子を学習と生活の面から連絡し、学校と家庭が協力してお子さんを望ましい方向へ育てるための手がかりとするものです。

評価は、他の児童と比較するのではなく、本人が、学習のねらいや生活のめあてにてらして、どれだけ努力し、どれだけ伸びたかを表すものです。子ども自身が振り返り、今後に活かしていく手がかりになればと考えています。

1年生のあゆみ(令和4年度)

No.		(第1学年)		学 習 の 記 録				
教科	観点	学 習 の ね ら い	1学期	2学期	3学期	1学期	2学期	3学期
			でき	がんばろう	でき	がんばろう	でき	がんばろう
こ く ご	ことばの力	ことばのつかいかたがわかり 正しくつかう						
		文字を正しくよんだり かいいたりする						
	はなす力	文字をていねいに かく						
		ごのまとまりに気をつけて よむ						
	きく力	みんなにわかるように じゅんじょよく はなす						
		だいたいなことを おどさないようにきき かんそうをもつ						
よむ力	したことや おもったことが わかるように 文をかく							
	ないようをとらえ ばめんのようすを よみとる							
まなびにむかう力	こくごのたくしゅうに すすんで とりくもうとする							
さ ん す う	わかる力 しよりする力	たしざんを 正しくけいさんする						
		ひきざんを 正しくけいさんする						
		3つのかずのけいさんを 正しくする						
		かずのしくみが わかる						
	かんがえる力	ながさ かさ ひろさがわかる						
		じこくが わかる						
まなびにむかう力	ものかたちが わかる							
せ い か つ	気づく力	すじみちをたてて かんがえる						
	あらわす力	さんすうのたくしゅうに きょうみをもち すすんで とりくもうとする						
	まなびにむかう力	きせつのへんかや じぶんのせいちように 気づく						
お ん が く ず	えんそうする力	見たり きいたりしたことを くふうして あらわす						
		かつどうや たいげんに すすんでとりくもうとする						
	ひょうげんする力 かんじとる力	たのしく うたう						
		たのしく がつきをえんそうしたり 音やリズムをつくったりする						
まなびにむかう力	きよくのかんじにあわせて 音や体で ひょうげんをくふうする							
	きよくのよさや たのしさを かんじとってきく							
あらわす力	たのしく音楽にかかわり かつどうしようとする							
こ う	かんがえる力	いろやかたちをくふうし いろいろな ざいりょうをつかかって あらわす						
		つくりたいもの かたちやいろ ざいりょうのつかいかたを かんがえる						
	まなびにむかう力	かいたり つくったりしたものを見て よいところを 見つける						
まなびにむかう力	たのしんで 学しゅうに とりくもうとする							

※空欄はその学期評価していません

No.		学 習 の 記 録						
教科	観点	学 習 の ね ら い	1学期	2学期	3学期			
			でき	がんばろう	でき	がんばろう		
た い い く	うんどうする力	からだつくりの うんどうあそびをする						
		ゆぐや きぐをつかった うんどうをする						
		はしったり とんだりする						
		水あそびをする						
かんがえる力	ボールをつかったゲームや おにあそびをする							
	ひょうげん リズムあそびをする							
まなびにむかう力	うんどうのほうほうを くふうしたり よいごきを見つたりする							
まなびにむかう力	きまりをまもり なかよく うんどうに とりくもうとする							

※空欄はその学期評価していません

No.	1 学期			2 学期			3 学期		
	でき	がんばろう	でき	がんばろう	でき	がんばろう	でき	がんばろう	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									

No.	項目	1 学期	2 学期	3 学期
		できた(もうすこし)	できた(もうすこし)	できた(もうすこし)
1	ともだちと なかよく する			
2	やくそくや きまりを まもる			
3	はなしを きく			
4	かかみや とうげんの しごとを する			
5	あいさつや へんじを する			
6	わすれものを しない			
7	せいり せいとんを する			
8	ていねいな ことばづかいを する			

No.	項目	1 学期	2 学期	3 学期
		できた(もうすこし)	できた(もうすこし)	できた(もうすこし)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

<学習のようす> 教科、領域ごとのねらいにてらして

低学年 → 教科ごとに2段階で表しています。

中学年 → 教科ごとに3段階で表しています。

高学年 → 教科ごとに3段階で表しています。

ただし、「道徳」「外国語活動」「総合的な学習」については、

それぞれの観点、評価規準等に基づき、主に文章表記で評価をしています。

<生活のようす> 身に付けてほしい観点にてらして

全学年 → 2段階で表しています。

子どもたちの健康のために

保健室から

保健室は、お子さまが元気で楽しい学校生活を送れるようにお手伝いするところです。健康診断や身体測定をしたり、ケガや病気をしたときの応急手当などを行っています。また、困ったこと心配なことがあったときに相談できる場所でもあります。

健康診断

学校保健安全法に基づいて4月から6月にかけて行われます。主な目的は次の3点です。

- ①からだがどれだけ大きくなっているかを知るため
- ②隠れている病気を見つけ、なるべく早く治すため
- ③健康の大切さを知って、自分のからだを見つめ直すため

学校で行われる健康診断は「ふるいわけ検査（スクリーニング検査）」と呼ばれるもので、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて検査し、異常や医療の必要性の有無を判断するものです。病院で実施するものではありませんので、専門的な診断等はいりません。

※健康診断には、ご家庭における健康観察の情報が重要です。多くの問診票や書類などを
持ち帰りますが、記入もれのないようにして、期日までに提出してください。

※検査の日程・注意事項などは毎月の「保健だより」などをご覧ください。

※学校保健安全法施行規則の一部改正に伴い、変更することもあります。

☆ 入学までに、むし歯など治療が必要とわかっているものについては治しておいてください。

健康診断の実施項目及び該当学年

※ 来年度、変更される場合があります。

(●…全員 △…一部該当者 □…希望者のみ)

項目	学年		小 学 校					
	保育園	幼稚園	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年
身体計測	●	●	●	●	●	●	●	●
視力検査	●	●	●	●	●	●	●	●
聴力検査		●	●	●	●		●	
内科	●*	●	●	●	●	●	●	●
眼科		●	●	△	△	△	△	△
耳鼻咽喉科		●	●	△	△	△	△	△
歯科	●	●	●	●	●	●	●	●
結核検診（問診及び診察）			●	●	●	●	●	●
尿検査	1次	●	●	●	●	●	●	●
	2次	△	△	△	△	△	△	△
心臓検診	1次		●					
	2次			△	△	△	△	△
	3次			△	△	△	△	△
脊柱側弯検診	1次			△	△	△	△	●
	2次			△	△	△	△	△
色覚検査			□					

※3歳以上

その他

- ◆ 二測定（身長、体重） … 9月、1月 全学年
- 子どもの生活習慣病予防検診 … 5学年希望者

検診のお知らせ



健康診断で病気の疑いが見受けられた場合は、「検診結果のお知らせ」「受診勧告書」などでそのつど連絡します。それをもってできるだけ早く医療機関で受診してください。

わたしのけんこう

お子さまには毎年「わたしのけんこう」というカードを配っています。（令和5年度より吹田市全体で用紙が変更になります。）これには、健康診断や身体測定の結果を書き込んでいきます。検診の最終結果は「わたしのけんこう」でお知らせしています。

わたしのけんこう

学校名		小学校 中学校		
学年・組・番号				
名前				
	身長	1学期 cm	2学期 cm	3学期 cm
	体重	kg	kg	kg
	内科検診			
	結核検診			
	運動器検診 《脊柱・胸郭・四肢》			
	心臓検診			
	眼科検診			
	視力 () 矯正視力		1回目	2回目
		右	()	
	左	()		
	耳鼻科検診			
	聴力	右		
		左		
	むし歯			
	その他の病気			
	尿検査			

ケガや病気のはきは？

学校では安全管理に特段の配慮をはかっていますが、お子さまが不慮の事故等でケガをした場合、医師による治療を受けることがあります。

病院に連れて行く前に保護者（安全カードに記載の連絡先）の方へ連絡をしますので、勤務先など異動があった場合は速やかにお知らせください。

お子さまには、学校管理下でケガをしたときに、すぐに担任またはケガをした時間の担当の先生に申し出るようご指導ください。また、学校でのケガでうちから医療機関に行くことがあったときは、翌日担任まで連絡帳などでお知らせください。災害制度の手続きについて、後日お知らせします。

❖ ケガをしたとき

学校で起きたケガについては … 保健室で応急手当を行い、

- ① その後の経過観察をします。（状態により学校または家庭で）
- ② 医療機関の受診を要するものは、速やかに保護者に連絡をとり、受診します。（原則として付き添っていただきます。）

※保健室ではその日学校で起きたケガに対する応急手当はしますが、治療を目的としている場ではありませんので、その後の治療はご家庭でお願いします。

❖ 病気になったとき

からだや生活のようす、クラスでのようすなどから、症状の程度および要因を判断し、

- ① 教室での授業が可能であると認められる場合は、教室にかえし担任が経過観察をします。
- ② しばらく保健室で安静に休ませ、経過を観察します。

その後も身体症状のよくない場合は、担任または養護教諭より保護者の方に連絡をとり、下校してもらいます。（原則として迎えにきていただきます）

※保健室は特別教室の一つで、医療機関ではありません。したがって病院のように内服薬の投与をはじめとする医療行為はできませんので、ご承知おきください。

お子さまの健康面で、何か気になることがありましたら、養護教諭または担任まで気軽にご相談ください。一緒に考えていきたいと思えます。

❖ いつでも連絡が取れるように

子どもの事故はいつ起こるか予測がつきません。何かあったら必ず保護者の方に連絡をしていますので、安全カードには必ず連絡の取れる連絡先をお書きください。

❖ 災害共済給付制度（日本スポーツ振興センター）

日本スポーツ振興センター（以下センター）の災害共済給付制度は、学校の管理下における児童生徒等の災害について災害共済給付を行うことを目的とするものです。

センターに加入すれば、学校管理下でのケガで医療費がかかった場合、その程度（「医療等の状況」の点数）により給付金が支給されます。

吹田市ではすべての児童生徒がセンターへ加入することを原則としています。加入にかかる掛金は、保護者と吹田市が等分して負担します。

欠席と連絡方法

病気や家の都合で学校を休むときは必ず学校へ連絡してください。

連絡方法は、原則として連絡帳を近所の児童に預けてください。

また、次のような場合は欠席扱いになりません。

①学校感染症にかかったとき（出席停止）

第1種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ

第2種 インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎

第3種 腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、その他の感染症

※病気が治り、医師の許可が出たら登校してください。診断書はいりません。

②臨時休業（学級閉鎖）になったとき

感染症予防上必要がある場合に行います。（4日程度）

③親族の忌引

父母…10日以内 祖父母…5日以内 曾祖父母…3日以内

兄弟姉妹…5日以内 伯叔父母…3日以内 従兄弟姉妹…1日以内

なお、遠隔地に行く必要のある場合は、往復日数をこれに加算することができます。

安全カード

このカードは、お子さまに何かあったとき、適切な対応ができるよう学校に保管しておくものです。これに、かかりつけの病院や緊急時の連絡先、健康状態などについて書いていただきます。

学校から緊急に医療機関を受診する際に持参します。保険証番号を御記入いただきますが、これは保険証の提示がされるまで参考とするものです。保険診療を受けるためには保険証等の原本提示が必要です。学校で厳重に保管し、プライバシーの保護に努めます。

なお、提出後、自宅や緊急連絡先等の電話番号が変わった場合は、速やかにお知らせください。また、外出の時もできるかぎり出先の電話番号をお子さまに知らせておいてください。

保護者の同意がなければ、医療機関で処置してもらえないこともあります。病院受診の連絡があった場合、お子さまの不安を軽減するためにも、速やかに受診病院へお越しください。

安全カード

学年	ア/イ/ウ	性別	生年月日
氏名	氏名		年 月 日
住所	住所		
①	②	③	④
健康保険証	健康保険証	健康保険証	健康保険証
アレルギー	アレルギー	アレルギー	アレルギー
医師・病院	医師・病院	医師・病院	医師・病院
本校にお学する兄弟姉妹	本校にお学する兄弟姉妹	本校にお学する兄弟姉妹	本校にお学する兄弟姉妹
医師や学校に知ってほしいこと	医師や学校に知ってほしいこと		

18

❖ 給食の内容

献立は一ヶ月毎に栄養教職員が原案を作成し、献立作成委員会で決定しています。主食・副食・牛乳がそろった完全給食で吹田市内統一献立になっています。

①学校給食摂取基準をみtasこと②食品衛生上安全であること③児童の嗜好、献立の変化、薄味で素材の味を大切にする事④多種類の食材、旬の材料、日本の伝統的な食品も取り入れるように心がけています。

全ての学校が、校内にある調理場で調理しています。

- ◆ パンは、無漂白の小麦粉を使用しています。糖分、脂肪分をおさえたものが基本です。飽きがこないように10種類程度のパンがあります。
- ◆ 米飯は週3回で、自校炊飯です。白飯のほか、季節の食材を使った炊き込みご飯やピラフなども献立に取り入れています。
- ◆ 牛乳は、紙パック入りの普通牛乳を使用しています。
- ◆ 栄養について、学校給食栄養摂取基準をもとに、家庭の食事で不足しがちな栄養量を補えるように考えています。

❖ 給食費

低・中・高の三段階です。学年によりパンの大きさや米飯・おかずの量が異なるためです。

❖ 食物アレルギーの対応について

学校給食は教育の一環として実施していますが、医療的配慮のひとつとして全市統一で以下の対応をしています。

- ・卵、乳の除去食 *代替食の対応はしていません
- ・欠食（主食・パンあるいは米飯のどちらか・副食・給食全般・飲用牛乳）
- ・加工食品の原材料配合表、食物アレルギー確認用予定献立表の配付

安全な食物アレルギーの対応を実現するため、除去食・欠食などは医師の診断に基づいたものを基本としています。

対応を希望する場合は、学校から所定の書類一式をお渡しして、対応の説明をします。所定の書類一式のご提出がなければ、対応できません。

食物アレルギーがある場合は、入学前に余裕をもってできるだけ早く学校へご連絡ください。

*吹田市では「そば・ピーナッツ・えび・かに・アーモンド・カシューナッツ・くるみ・いくら・あわび・キウイフルーツ・バナナ・まつたけ」の12品目は、そのものでの提供や加工品に含まれることはありません。さらに、みかん・ポンカンを除く生の果物・野菜・魚介類を提供することはありません。これらの食物アレルギーをお持ちの場合は、給食の配慮に関する書類一式の提出は不要です。ただし、学校生活において把握が必要となることもありますので「安全カード」などにその旨をご記入いただき、別途ご相談ください。

また、提供しないもの以外の食物アレルギーをお持ちで配慮が必要な場合は、必ずお申し出ください。

<おねがい>

家庭での食事について

- ・家族で楽しく食べる機会を増やしましょう。
- ・朝食はきちんと食べさせましょう。
- ・野菜をしっかり食べさせましょう。
- ・食べず嫌いの子どもが増えています。いろいろな食品を使いましょう。

事務的なこと

❖ 学校納入金について

教育活動に関する経費には、「学校給食費」と「学校徴収金等」（教材費・積立金・日本スポーツ振興センター掛金・PTA会費等）があります。

令和5年度より、「学校給食費」は、吹田市が納入金額を決定し、吹田市が徴収します。

「学校徴収金等」は、学校長が納入金額を決定し、徴収しますが、その業務の一部を吹田市教育委員会事務局が担います。

「学校給食費」と「学校徴収金等」は、それぞれ吹田市に登録していただく口座振替（自動払込）により納入していただきます。（学校に現金を持参しても納入できません。）

● 学校給食費の概要

➤ 学校給食費の納期

期別	喫食月	口座振替日 (納付期限)	再振替日
7月期	4～6月分	7月25日	8月15日
10月期	7～9月分	10月25日	11月15日
12月期	10・11月分	12月25日	1月21日
2月期	12・1月分	2月25日	3月15日
4月期	2・3月分	4月5日	4月25日

※ 金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。

➤ 学校給食費の納入金額

原則として「給食実施回数×1食単価」により納入金額を算出し、口座振替日の10日前までに通知します。1食単価の額、その他詳細は吹田市ホームページ等でお知らせします。

＜学校給食費の納入金額の例＞（令和4年度の1食単価での試算）

給食実施回数が、4月が10回、5月が20回、6月が22回の場合

7月期の学校給食費は、計52回 × 224円 = 11,648円

➡ 7月15日までに納入金額を通知。7月25日に口座から引き落とされます。

※口座振替手数料等は不要です。

※残高不足で口座振替ができなかった場合は、再振替をします。再振替でも口座振替ができなかった場合は、納付書を送付しますので、吹田市指定の金融機関の窓口でお支払いください。

➤ 取扱金融機関（口座振替を利用できる金融機関）

- ・池田泉州銀行
- ・北おおさか信用金庫
- ・三井住友銀行
- ・ゆうちょ銀行（郵便局）
- ・りそな銀行

➤ 口座振替までの手続き

① 取扱金融機関のいずれかで口座を開設してください。

（すでに取扱金融機関で口座をお持ちの場合は、その口座をご利用いただくことができます。保護者名義の口座でなくても構いません。）

- ② 学校から配付する「吹田市学校給食費預金口座振替依頼書（自動払込利用申込書）」に必要事項を記入・押印の上、取扱金融機関の窓口にて手続きを行ってください。
- ③ 兄弟姉妹と同じ口座を利用することができますが、児童一人につき1枚ずつ口座振替依頼書の提出が必要です。

● 学校徴収金等の概要

➤ 学校徴収金等の納期

期別	口座振替日（納付期限）	再振替日
第1期	5月25日	6月15日
第2期	6月25日	7月15日
第3期	9月25日	10月15日
第4期	11月25日	12月15日
第5期	1月31日	2月20日

※ 金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。

➤ 学校徴収金等の納入金額

1年間に必要な金額を第1期から第5期までの5回に分けて納入していただきます。1年間の納入金額の目安は次のとおりです。（詳細は4月下旬にお知らせします。）

- ① 教材費（学年により異なります。） 約11,000～17,000円
- ② 積立金（5・6年生のみ） 5年生 33,000円、6年生 27,000円
- ③ 日本スポーツ振興センター掛金 460円
- ④ PTA会費 保護者1人につき 1,800円

※口座振替手数料は、保護者負担です。（手数料の額は取扱金融機関により異なります。）

※残高不足で口座振替ができなかった場合は、再振替をします。再振替でも口座振替ができなかった場合は、払込取扱票を送付しますので、ゆうちょ銀行（郵便局）でお支払いください。（所定の手数料（5万円未満の現金窓口払いの場合313円）が必要です。）

➤ 取扱金融機関（口座振替を利用できる金融機関）及び口座振替手数料

銀行名	池田泉州 銀行	北おおさか 信用金庫	三井住友 銀行	ゆうちょ銀行 （郵便局）	りそな銀行
手数料	11円	55円	11円	10円	11円

➤ 口座振替までの手続き

- ① 取扱金融機関のいずれかで口座を開設してください。
（すでに取扱金融機関で口座をお持ちの場合は、その口座をご利用いただくことができます。保護者名義の口座でなくても構いません。）
- ② 学校から配付する「吹田市学校徴収金等預金口座振替依頼書（自動払込利用申込書）」に必要事項を記入・押印の上、取扱金融機関の窓口にて手続きを行ってください。
- ③ 兄弟姉妹と同じ口座を利用することができますが、児童生徒一人につき1枚ずつ口座振替依頼書の提出が必要です。

● その他

- 「学校給食費」と「学校徴収金等」とで同じ口座を利用することができますが、口座振替

依頼書の提出は、「学校給食費」と「学校徴収金等」のそれぞれで必要です。

- 口座開設についての不明な点は、各金融機関にお問い合わせください。
- 口座振替依頼書の用紙は、学校で配付します。（金融機関の窓口にはありません。）
- 口座振替は、一度申込みをされると、「学校給食費」は小学校卒業まで、「学校徴収金等」は中学校卒業まで有効です。口座の変更を希望する場合は、学校に申し出てください。
- 教材費・積立金は学年末に精算し、残金は次年度に繰り越します。転出・卒業時に残金がある場合は一括して登録口座に返金します。口座の解約を検討される際は、返金が完了するまで手続きをお待ちください。

❖ 教科書・副読本

教科書は無償（費用は国が負担）です。ただし、再給付はされません。紛失した等の場合は自費で購入することとなります。2学年以上にわたって使用する教科書は特に注意が必要です。

使用する教科書は吹田市内同一です。学年の途中で他市へ転出した場合は、新しい学校で使っている教科書のうち、吹田市と違う教科書のみ無償給付されます。ただし、3月中の転出には給付されません。

教科書以外に、吹田市独自に作成した副読本も使っています。（費用は吹田市が負担）

❖ 転校手続き

校区外に転居する場合は、転校（転出）の手続きが必要です。転居が決まったら（予定でも）できるだけ早く学校へ連絡してください。転校に必要な書類の作成や、給食費等の精算を行います。

校区内で転居する（した）場合は、新しい住所などを学校へ連絡してください。連絡帳で結構です。

転校手続きの流れ

- ①市役所市民課または出張所で転出届けを出します。（市内転居の場合は転居届）
吹田市外は転居予定日の約2週間前から受付
吹田市内の場合は転居後14日以内に届け出
- ②窓口で発行された「転学(出)通知書（赤色で印刷）」を本校へ提出します。
市内転居の場合は「転学(出)通知書（赤色で印刷）」「転入学通知書（黒色で印刷）」の2種類発行されますのでご注意ください。
- ③本校から「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を発行します。
- ④転出先の市役所等に転入届を出します。（市外転居のみ）
窓口の案内に従って手続きします。
- ⑤転出先の学校に「在学証明書」「教科用図書給与証明書」「転入学通知書」を提出し、転入の手続きをします。

❖ 区域外就学

学期途中での転居や、自宅の建て替え工事で校区外に仮住まいする場合等、事情により区域外通学が認められることがあります。その場合は、学務課への届出と学校長の承認が必要となります。

❖ 提出書類の書き方

• 安全カード（詳細は 18 ページ）

安全カードは、お子さまのケガなどで緊急を要する場合、できるだけ早く処置できるように学校に常備しておくものです。（毎年提出していただきます）

記入に際して、特にご注意ください点は緊急連絡欄です。緊急連絡先欄①②③は、連絡時の優先順位でお書きください。なお、連絡先に変更がありましたら、至急ご連絡ください。

• 児童調査票

児童調査票は、学校側がお子さまの状況を十分に把握するためのものです。ご家庭での様子などについてお書きください。

• 自動払込利用申込書

給食費や教材費など学校で必要な費用を、口座振替で納入していただくためのものです。お子さま一人に 1 枚必要となりますのでご注意ください。（卒業まで有効です。口座を変更する場合は再提出していただきます）

災害時の対応

❖〔台風〕の時（暴風警報）（大雨特別警報）

- 1 午前7時現在、吹田市に『暴風警報』または『大雨特別警報』が発令されている場合は、児童の登校を見合わせ、自宅にて待機します。
 - 2 午前9時現在で『暴風警報』または『大雨特別警報』が解除されていないときは、学校は臨時休校となります。
 - 3 午前9時までに『暴風警報』と『大雨特別警報』が解除された場合は、通学路に気をつけて、すみやかに登校させてください。
◇集団登校ができない場合は、安全のため、できるだけ近所誘い合って、複数で登校するようにしてください。
 - 4 午前7時以降、及び、児童が在校中に『暴風警報』や『大雨特別警報』が発令された場合は、集団下校させるなど、児童の安全のために必要な措置を講じますので、気象情報にご注意ください。
 - 5 『大雨警報・洪水警報』の場合は、原則として学校は休業しません。
（普段通りです。）
- ※ 台風に限らず、『暴風警報』や『大雨特別警報』にご注意ください。

❖〔地震〕の時

震度5弱以上の大規模地震（余震）

- 吹田市の「地震災害対策要領」は、以下のようになっています。

発生時期	児童への対応
登校前	・学校は臨時休業日の措置とし、保護者の管理下におく。
登校途上	・危険な場所を避け、安全な場所に一時避難させた後、原則として速やかに登校させること
在校時	・安全な場所へ避難誘導させ、保護・監督に当たる。 ・校舎内及び校区周辺の被害状況を見届け、安全確認のうえ、保護者に引き渡すまでは責任を持って保護・監督を継続する。
下校途中	・危険な場所を避け、安全な場所に一時避難させた後、可能な限り速やかに帰宅させ、保護者の管理に任せる事を基本とする。

震度5弱未満の大規模地震（余震）

- 原則として、臨時休業日としない。
- ※ 吹田市の「地震災害対策要領」は原則的、基本的な動きです。大規模地震の場合、発生時期やいる場所によって臨機応変さが求められます。普段からご家庭でも「どこに避難するのか」「どこで待ち合わせをするのか」など、話し合っておいてください。
また、在校中の災害発生は、できる限り早めのお迎えをお願いします。

就学援助費制度について

吹田市では、経済的理由により就学が妨げられることのないよう、市立小中学校に在籍する児童生徒の保護者に対し、学校で必要な学用品費、校外活動費等の援助を行っています。

所得制限があります。また、生活保護世帯は対象になりません。

詳しくは2～3月に配布する「令和5年度(2023年度)就学援助費 申請のしおり」をご覧ください。

申請一斉受付

* 窓口受付: **令和5年4月3日(月)～5月25日(木)**

場所: 吹田市教育委員会 学務課 (吹田市朝日町3番402号 吹田さんくす3番館4階)

受付時間: (月曜日から金曜日) 午前9時～午後5時30分(土曜、日曜、祝休日は除く)

* 郵送受付: **令和5年4月1日(土)～5月25日(木)消印 まで有効**

必ず、特定記録郵便 または、簡易書留 でお送りください。

宛先: 〒564-0027 吹田市朝日町3番402号 吹田さんくす3番館4階

吹田市教育委員会 学務課 就学援助担当

○ 随時受付期間

※ 随時受付の場合は、申請を受付けた月からの月割支給(減額措置)となります。

* 窓口受付: 令和5年5月26日(金)～令和6年3月29日(金)

受付時間: 午前9時～午後5時30分(土曜、日曜、祝休日及び年末年始は除く)

* 郵送受付: 令和5年5月26日(金)～令和6年3月29日(金)消印まで有効

3月の申請は、原則学年修了式までに申請してください。

新入学児童生徒学用品費の入学前支給について

市立小中学校に入学を予定している児童生徒の保護者に対し、新入学学用品費を入学前の3月に支給します。所得制限があります。

- 小学校の新入学児の保護者は、入学説明会の案内等と一緒に配布される**申請書**を、**2月末日までに学務課に提出してください**。認定されれば3月中旬に指定口座に振り込みます。

詳しくは申請書と一緒に配布される「申請のしおり」をご覧ください。

- 中学校の新入学生徒学用品費については、小学校6年生時の就学援助費3月分に加算して支給します。

就学援助費認定者への医療券(医療費援助) 交付について

就学援助費を申請され、認定となった世帯の児童生徒が、下記疾病の治療のため医療機関を受診する場合、保険証・医療証と医療券を併用することにより医療費の援助を受けることができます。

受診される前に、学務課に電話等で連絡し、医療券の発行を受けてください。

☆対象となる疾病(学校保健安全法施行令で定める疾病)

トラコーマ、結膜炎<アレルギー性は対象外。>、**白癬・疥癬** (白癬菌・疥癬菌による水虫)、**膿疱疹** (とびひ)、**中耳炎**<急性や慢性・滲出性を問わず使用できます。>、**慢性副鼻腔炎** (ちくのう症)<急性副鼻腔炎やアレルギー性鼻炎は対象外。>、**アデノイド**、**う歯** (むし歯: 保険診療の対象となる治療範囲)<歯周病等の治療、歯磨き指導等の予防的処置は対象外。>、**寄生虫病**<虫卵保有を含む>※ これら以外の疾病では医療券の使用はできません。

詳しくは2～3月に配布する「令和5年度(2023年度)就学援助費 申請のしおり」をご覧ください。

- ◆ お問合せ先: 吹田市教育委員会 学務課 電話 06-6155-8196 (直通)



その他

❖ 課外クラブ

続けて団体スポーツをすることで、(1) 児童の体力を向上させる。(2) 規則を作り、守ろうとする態度を育てる。(3) 交友関係を広げ、協調性を育てる。ことを目標に、令和4年度は、3年生以上を対象にバスケットボール部・バレーボール部・合唱部の課外クラブを実施しています。課外クラブは、授業として行われているクラブとは別のものです。希望者は、課外クラブの担当の先生に申し込んで下さい。

❖ 留守家庭児童育成室 (ひかり学級 電話 6382-9371)

吹田市では、保護者が働いていたり、病気などのため、放課後、家庭に帰っても留守家庭になる児童の健全育成を図るため、全ての小学校内に、留守家庭児童育成室を開設しています。

本校では、ひかり学級と呼んでいます。対象は、小学1年生から4年生までで、月曜日から金曜日までの放課後から午後5時までとなっています。夏休み、冬休み、春休み、第4土曜日などは、午前8時30分から午後5時までです。

また、別途申し込みで、午後6時30分までの延長保育も実施しています。

詳しくは、吹田市役所 放課後子ども育成室(電話 6384-1599)にお問い合わせください。

❖ ボランティア

吹田市では、ボランティアで学校を応援したいと思う人たちに登録していただく「エス・ネットプラン」があります。申し込んでおくと、応援してほしい学校から連絡があります。ボランティアの内容は学校での催し物のお手伝いや保育、学習支援など様々です。応援に行ける場所や時間帯、応援できることやしてみたい内容を申込用紙に記入して登録してください。

申し込みは教育センターや学校などでいつでもできます。詳しくは吹田市立教育センターにお問い合わせください。(電話6388-1455)

また本校では、地域、保護者の方々にボランティアとして協力いただいています。図書ボランティアの方に本の読み聞かせ、見守りボランティアの方に下校時の見守り、また花ボランティアの方に学校園の整備、そして、東っ子スタディボランティアの方に子どもたちの放課後学習の支援をしていただいています。ボランティアに興味のある方は、小学校教頭までお問い合わせ下さい。

❖ 学校開放 ~運動場や体育館が使えます~

吹田市では全ての小中学校で、夜間と休日に施設開放を行っています。団体への開放とだれもが参加できるスポーツ教室などがあります。申し込みなど詳細については、地域の体育振興協議会にお問い合わせください。

❖ 太陽の広場

子ども達が安心して安全に過ごせる居場所として地域や保護者の皆様のご協力を得て実施しています。月1回、水曜日の放課後(午後1時30分~4時30分)本校の運動場で遊びます。参加の方法は、連絡帳に「日付」と「太陽の広場に参加します。」と保護者の方が記入し、子どもが当日運動場の受付に見せて参加します。雨天の場合は中止です。

❖ 学校以外の教育相談窓口

お子さまについて、困ったことは何でも学校に相談してください。でも学校に相談しづらいことや、子育ての悩みなどで相談したいことがあれば、学校以外にも教育相談窓口があります。

吹田市立教育センター

吹田市出口町 2-1 TEL 6388-1455

学校教育相談 隔週1回 教育相談員が学校に派遣されます。
来所相談・電話相談 不登校、情緒・行動、学習・発達、就学・進路、ことば、交友・いじめ等、教育上の問題 教育センターへ電話で予約 6384-4488

〈いじめのなやみ相談〉専用 6337-5411

不登校児童・生徒支援事業

《「光の森」「学びの森」活動》不登校児童・生徒対象

《家庭訪問活動》外出することが困難な児童・生徒を対象に、光の森フレンド（学生ボランティア）が家庭訪問を行います。

教育委員会 青少年活動サポートプラザ ぷらっとるーむ吹田

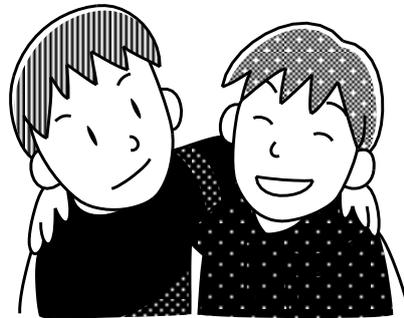
TEL 6816-8534

子育て青少年相談（夢つながり未来館2階） 毎週月～土曜日 10:00～22:00
毎週日・祝 10:00～18:00

大阪府吹田子ども家庭センター（児童相談所）

吹田市出口町 19-3 TEL 6389-3526

養護相談 心身障害相談 非行相談 健全育成相談 その他の相談



❖ 竹の子ネット（五中校区地域教育協議会）

地域教育協議会とは、学校・幼稚園・保育園、PTA、自治会、青少年育成に関わる各種団体、地域の有志、子どもなど地域の実体に合わせた幅広い組織です。

五中校区地域教育協議会は、「逞しく、健康で、のびのびと、心の優しい豊かな子どもに！」育つようにという願いをこめて竹の子ネットと命名されました。

た・・・たくましい子どもに

け・・・健康な子どもに

の・・・のびのびとした子どもに

こ・・・心のやさしい子どもに

❖PTA 活動

PTAは、児童の保護者と教職員で構成された会で、保護者と教職員が協力して子どもたちの健やかな成長を願い、生活面や教育面で環境を整えるよう活動している団体です。

・各部会の活動

本校PTAの部会は下記のような活動をしています。(令和4年度)

部会名		活動目的及び内容
役員会	役員 執行部	PTA 行事全般の計画や運営を行う。 ・竹の子ネット ・五中ブロック協議会 ・児童館の運営委員 など
学年部会	※学年部	それぞれの学級および学年における活動について協議し会員相互の理解と協力を深める。また、児童と会員の福利厚生を図る。 ・1年生親子行事 ・ベルマーク収集、整理、発送 など
専門部会	生活指導部	児童の校外における生活の指導を行う。 ・登校指導 ・地区別パトロール ・吹田市一斉パトロール ・「子ども110番の家」定期訪問 など
	指名委員会	次年度役員、執行部員の選出を行う。 ・次年度の役員選出 など
	広報部	本会の趣旨や一般活動状況等の周知に務め、会員相互の交流を深める。 ・PTA新聞「きずな」の発行 など

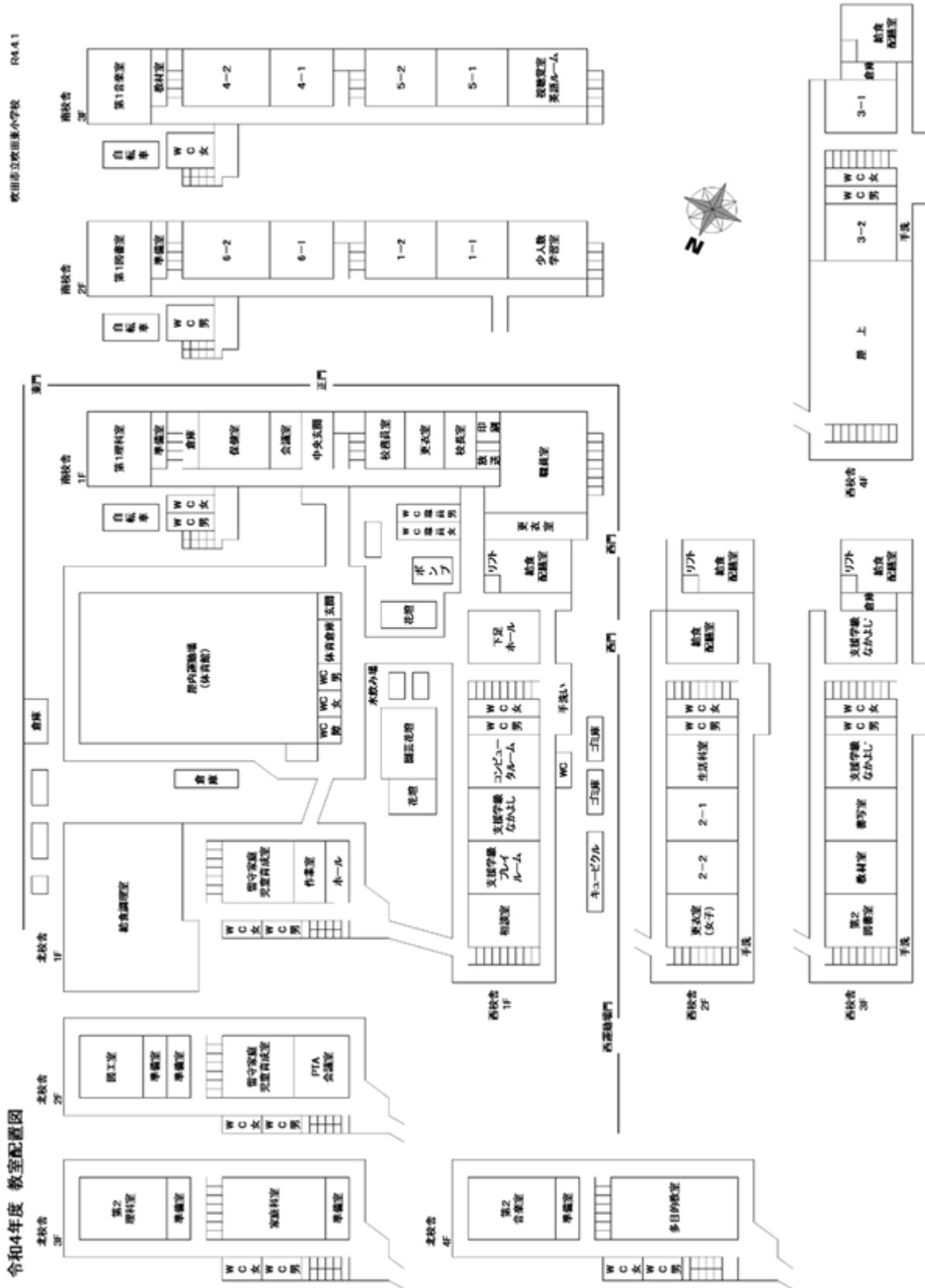
- ・※印は令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響で選出がありませんでした。



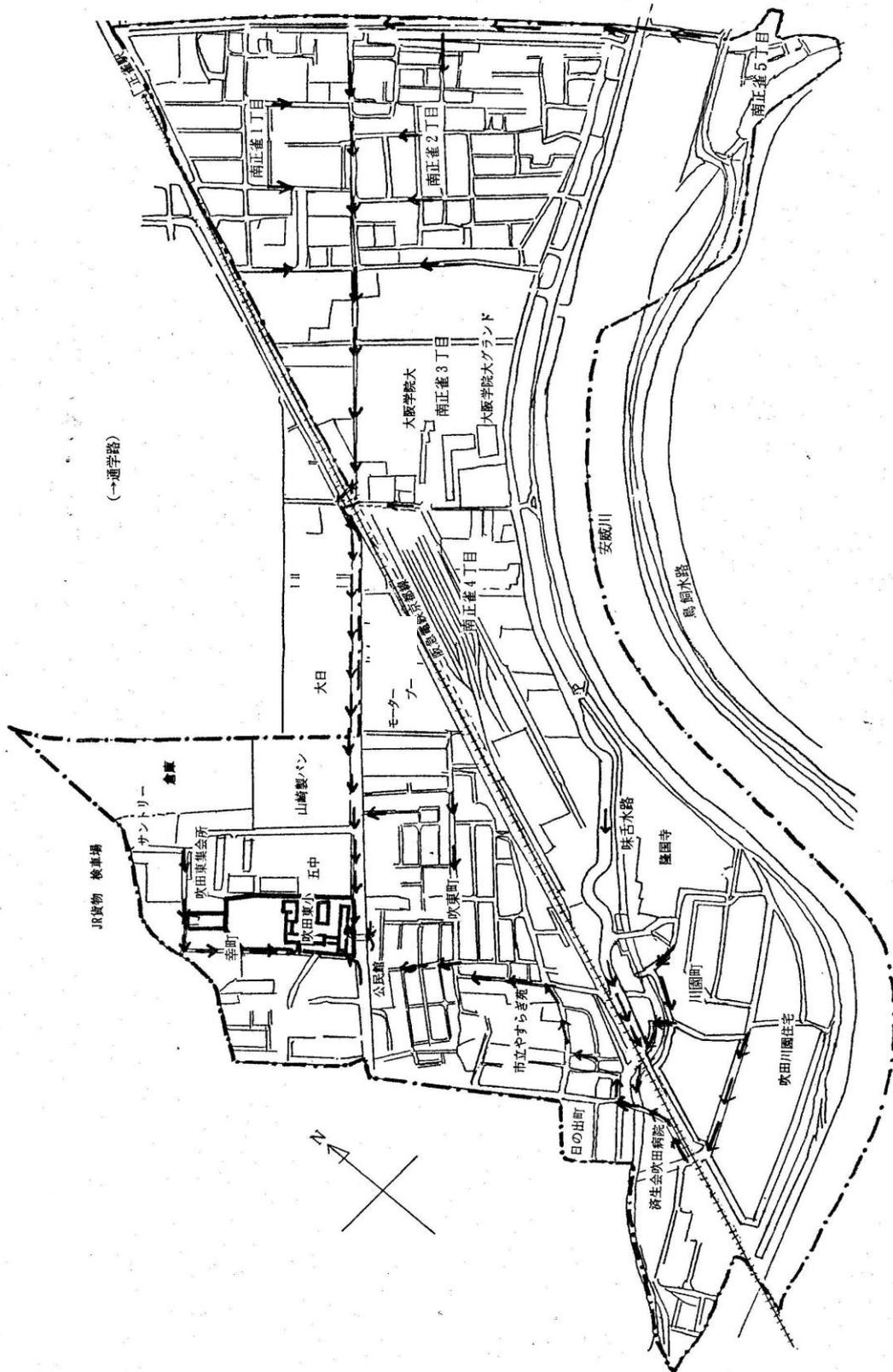
校舎・校区のこと

◆ 施設・教室配置図 (令和4年度)

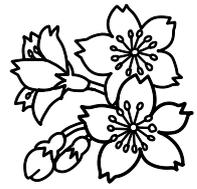
秋田県立秋田南小学校 R04.4.1



◆ 校区の概要と通学路



吹田東小学校の1年生



※令和4年度の主要行事です。

令和5年度は、体育館の改修により、
運動会などの日程が変更になる予定です。

1 学期

4月

入学式 始業式
参観懇談 給食開始
1年生を迎える会
就学援助受付

5月

土曜参観日
公園めぐり
健康診断
家庭訪問

6月

プール開き
交通安全教室
東っ子まつり

7月

七夕まつり
終業式

2 学期

8月

始業式
夏休みの作品展
プール参観 避難訓練

9月

10月

運動会
いもほり体験
1日学校公開日

11月

音楽会
遠足

12月

個人懇談
終業式

3 学期

1月

始業式
避難訓練
給食週間

2月

図工展 参観懇談
感謝のつどい
新1年生入学説明会

3月

修了式

スクールガイド

令和5年度版

(2023年度)

本スクールガイド作成にあたり、次の文献を参考にさせていただきました。

*片小ナビ ～保護者のための片山小学校ガイドブック～

大阪大学人間科学部・教育制度学研究室発行

*吹田市立小学校～スクールガイド・入学案内・入学のしおり・入学説明会資料～

製 作

吹田市立吹田東小学校
吹田市教育委員会 学校教育室

発 行

令和5年(2023年)2月1日
吹田市立吹田東小学校

吹田市立吹田東小学校

〒564-0015 吹田市幸町20番1号

TEL (06) 6381-5458

FAX (06) 6381-5474